

受理官庁 AL	工業所有権総局 (GDIP) (アルバニア)	附属書 C AL
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	アルバニア	
国際出願の作成に用いることができる言語	アルバニア語又は英語	
願書の提出に用いることができる言語	英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	3	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)?	認める。受理官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	欧州特許庁	
管轄国際予備審査機関	欧州特許庁	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：アルバニア・レク (ALL) 及びスイス・フラン (CHF)	
送付手数料	ALL 9,000	
国際出願手数料 ¹	CHF 1,330	
30枚を超える1枚ごとの手数料 ¹	CHF 15	
調査手数料	附属書D (EP) 参照	
優先権書類の手数料 (PCT規則17.1(b))	ALL 3,000	
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d))	ALL 7,000	
受理官庁は代理人を要求するか?	不要、出願人がアルバニアに居住している場合又はアルバニアの法律に基づいて設立された法人の場合 要、その他すべての場合	
誰が代理人として行為できるか?	受理官庁に対して手続を行うことが登録されている弁理士	

1 この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C (IB) 参照）。